

令和元年7月3日

平成30年7月豪雨災害義援金の 第4次配分について

1 概要

平成30年7月豪雨災害により住家が被災した世帯及び災害により亡くなられた方のご遺族に対して、第4次義援金を配分します。

2 配分内容

| | 区分 | 既配分額 | 第4次配分額 |
|------|-------------------|-------------|------------|
| 人的被害 | 災害で死亡された方のご遺族の代表者 | 1人につき230万円 | 1人につき20万円 |
| 住家被害 | 住居全壊 | 1世帯あたり230万円 | 1世帯あたり20万円 |
| | 住居半壊(大規模半壊を含む) | 1世帯あたり115万円 | 1世帯あたり10万円 |
| | 一部損壊 | 1世帯あたり46万円 | 1世帯あたり4万円 |
| | 床上浸水 | 1世帯あたり23万円 | 1世帯あたり2万円 |

(注1) 人的被害による配分金と住家被害による配分金は併せて配分されます。

(注2) 世帯主の方に配分します。

3 申請・配分方法

(1) 既に義援金の受付を行った場合

竹原市に届け出ている指定口座に第4次配分額を入金します。

第4次配分金の入金予定日…令和元年7月10日(水)

(2) まだ義援金の受付を行っていない場合

●申請先

竹原市役所 社会福祉課福祉総務係 (竹原市中央五丁目1番35号)

●提出書類と必要なもの

- ・罹災証明書
- ・口座振替依頼書(受付時に窓口でお渡しします。)
- ・罹災証明書の発行を受けた世帯主の方の口座名義の預金通帳
- ・印鑑(認印で構いません。)

●配分額

既配分額と併せて配分します。

問い合わせ

福祉部 社会福祉課 福祉総務係 担当:西口・内山

T E L 0846-22-2946 F A X 0846-22-5311